

様式第 1 号（第 2 条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	債権回収室移管者リスト
市の機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部 収税課
個人情報ファイルの利用目的	移管滞納者に関する事務管理のため。
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 年齢、5 住所、6 連絡先、7 職業・職歴、8 収入・所得、9 納税状況、10 公的扶助、11 口座情報、12 役員・関連法人、13 家族・親族、14 滞納整理事績、15 所在等調査状況、16 財産調査状況、17 財産関係者、18 動産、19 有価証券、20 債権、21 土地・建物、22 区分所有建物、23 自動車等、24 会員権、25 その他財産、26 負債財産、27 滞納処分情報、28 事件情報、29 滞調法関連処分情報、30 識別番号、31 生活保護費受給歴
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	納税義務者、第二次納税義務者、納税保証人、連帯納税義務者、国民健康保険法第 5 条及び第 6 条に基づいて国民健康保険に加入した住民、高齢者の医療の確保に関する法律第 50 条及び 51 条に基づいて後期高齢者医療に加入した住民、資格喪失者、（加入世帯の世帯員を含む）、児童福祉法第 24 条に基づき保育園に入園及び退園した児童の保護者、公共下水道の整備に関する都市計画法第 75 条 1 項に基づき、下水道の整備された区域の土地所有者及び権利者、土地区画整理法第 104 条第 8 項において確定した清算金徴収対象者、介護保険法第 9 条に基づく被保険者に該当する住民、生活保護法第 77 条の 2 第 1 項による徴収金及び同法第 78 条第 1 項から 3 項までの規定による

	徴収金対象者	
記録情報の収集方法	債権管理資料、賦課関係資料、滞納整理事績、滞納整理における財産調査	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 我孫子市企画総務部行政管理課文書法務係 (行政情報資料室)	
	(所在地) 千葉県我孫子市我孫子 1 8 5 8 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	令第 2 1 条第 7 項に該当するマニュアル処理ファイルの有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備考		